C_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0360 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450
C_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0340 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0440
C_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0257 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0358
C_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0253 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0354
C_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00153 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00139
$C_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00087 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00092
$C_{令2}$	ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00146 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00152
D_n	一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、公立保育所の整備事業に係る地方債に限る。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。
E_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0380 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0840
E_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0380 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

C_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0360 イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450
C_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0260 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0360
C_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0258 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0359
C_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0015 イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0015
C_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00153 イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00139
$C_{元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00087 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00092
D_n	一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、公立保育所の整備事業に係る地方債に限る。）の額に相当する額
E_{18}	ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0380 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0840
E_{19}	ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0380 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも